参考　市ＨＰ掲載資料

いじめの定義について

令和２年８月作成

> 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
>
> いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第二条より

被害を受けた児童生徒が、苦痛を感じたり少しでも嫌な気持ちになったりした時点でいじめの認知となり、解消に向けての取り組みが始まります。認知件数は、積極的な認知をすすめることで、以前より増えています。

いじめの認知数が増えると、いじめへの初期対応がすばやくでき、早期解決ができます。また、重大ないじめを防ぐことにもつながります。

学校は、「いじめ見逃し０」をめざして、子どもたちの様子をみています。

◎令和元年度　豊後大野市「いじめ認知件数」　　（　）は平成３０年度

	認知件数	解消件数	解消に向け取組中 （令和２年４月段階）
小学校	513 件(455)	440 件(412)	72 件(43)
中学校	77 件(126)	70 件(122)	7 件(　4)
合　計	555 件(581)	414 件(534)	108 件(47)

認知件数が増えているのは、いじめを積極的に認知し、解消に向け、取り組みを始めるためです。